

墓地・納骨堂に埋葬・埋蔵されている遺骨などを他の墓地・納骨堂等へ移すことを「改葬」といい、墓地、埋葬等に関する法律により、「改葬」を行うには、**墓地等の所在市町村役所（役場）へ改葬許可申請を行い、許可を受けることが必要**となっております。

改葬を行う前に、以下の手順で申請し、許可を受けてください。

～改葬許可申請のながれ～

改葬許可申請書に必要事項を記入・押印する。



移動前の墓地・納骨堂等の管理者に、遺骨が埋蔵されていることを証明してもらう。
(墓地・納骨堂等管理者に証明してもらう。)



改葬許可申請書を市役所市民課へ提出する。



改葬許可証を受け取る。



移動先の墓地・納骨堂等の管理者に改葬許可証を添えて遺骨を納骨する。